

違法駐車はやめよう

町役場前の町道の盈進小学校側は、駐車禁止の規制標識の表示と約150mに渡り2本の白線が表示されています。この2本の白線から道路の左端部分は「歩行者用路側帯」で、車の駐車と停車、軽車両の通行が禁止されている路側帯です。

ここに車両を駐車されると、歩行者の通行の妨げになるばかりでなく、通行車両から路側帯にいる人が見えにくくなり大変危険です。歩行者用路側帯での駐停車は絶対にやめましょう。また、車は駐車場に駐車しましょう。

人権擁護委員制度

人権擁護委員制度を

ご存じですか？

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

本町には、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。

○永徳市郎（二渡）

☎509530

○久徳スミ子（白男川）

☎522302

○小松園 静子（広瀬）

☎522598

○宮田 和子（屋地）

☎533524

ねんきん相談

年金資格や受給手続きなどについての『年金相談所』を開設します。相談には、川内社会保険事務所の職員が応じますので、質問や相談などがありますので、この機会を是非ご利用ください。

○日時 5月20日（木）

午前10時～午後3時

○場所 役場和室

○お問い合わせ先

町民生活課年金係

☎531111 内線133

今月の納税

固定資産税 第1期

納期限 5月31日

無料人権相談所開設

人権擁護委員による人権相談所が次のとおり開設されます。

◆日時 5月13日（木）

午前10時～午後3時

○場所 太陽福祉センター

○相談員

・法務局川内支局職員

・人権擁護委員

◆日時 6月1日（火）

午前10時～午後3時

○場所 虎居地区公民館

○相談員 人権擁護委員

※相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

○お問い合わせ先

町民生活課町民係

☎531111 内線131

がんばれ認定農業者!!

シリーズ⑪

◆宮之城町平川地区 坂元憲一さん

坂元さんは、実家の養鶏業を継ぐことを中学生の時に決意され、養鶏試験場を卒業後すぐ就農されました。

養鶏業を始めたが、「25年間していたブロイラーから採卵鶏に変える時が大変だった。それと今は、鳥インフルエンザの影響で卵の消費が伸びないことが大変。」と話される坂元さん。現在は、採卵鶏を48,600羽飼育されています。

就農して大変なことも多かったが、「高昇鶏舎を建てたことで、息子（伸二さん）が後継者になってくれることがうれしい。」と笑顔を見せる坂元さん。これからは、「自分の夢は達成できたので、今後は息子と一緒に楽しみながら養鶏業を営んでいきたい。」と答えてくださいました。

